

を以て當選とし、大中寅二氏に作曲を委嘱し、第三回全國保育大會において發表、最初の合唱をした。歌詞及び曲譜は別項の通りである。保育の會合に廣く用いられるのである。

## 日本幼稚園協會保育講習會

本會主催の恒例夏期保育講習會は、豫報の通り、七月二十一日から二十五日まで、東京、お茶の水女子大學において開催せられた。阪元彦太郎、齋藤文雄、牛島義友、戸倉ハル、菊池ふじの、及川ふみの諸講師、熱心に講演と指導とにあたられ、全國から來會せられた九百の會員は、例年に變らない精勵と、特に、本講習に對する親愛とを以て、酷暑の五日間をものともせず、有意義に講習を了えられた。本會は、全講習員諸君の御健康を祝し、來年の夏の再會を今から楽しみ待つてゐる。

## 官廳公示連絡事項

### 資格のない幼稚園の先生と新免許狀

文部省から八月三十一日次の告示が出たが、これによつて八月三十一日現に幼稚園の教員として都道府縣監督廳に届出ている者は、免許法附則第四項によつて十八歳未満の者も新制高等學校を卒業しない者も（舊制中等學校を卒業しない者や小學校を卒業したのみの者でも）新免許狀（臨時免許狀）

の授與を受けることができるようになりました。（免許法施行法第二條第三十四號参照）その上免許法施行法第七條によつて、教育經驗年數と學校教育修業年數（その人の小學校から最終學校の卒業又は修了までの年數）とによる年數（施行法第七條第一項第七號、同第二項、参照）と、文部省令で定める講習の課程を修了すれば、教育職員檢定によつて更に上級の免許狀を得られる途もひらけるようになったわけです（文部省初等中等教育局、玉越事務官談）

文部省告示第一七三號

學校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一號）第百五條第二號の規定により、幼稚園助教諭假免許狀を有する者とみなすものを、次の通り指定する。

昭和二十四年八月三十一日

文部大臣 高瀬莊太郎

昭和二十四年八月三十一日現に幼稚園教員免許狀を有しないで、幼稚園教員の職にある者

### 教育用品の物品税免除について

物價の昂騰に伴う教育費の増大は、國民のひとしく困却するところであるが、これが軽減の一助として先回、文部省においては教育用品の物品税免除に關して左の通り大藏省側に申入れをなした。

發施第一一九號

昭和二十四年七月二十七日

大藏省主税局長殿

教育用品の物品税免除について

「經濟文化政策等の見地より税制改正を要望せられる事項」として六月八日で本省總務課長あて照會があり、これに對し六月二十九日附(次官名)七月十二日(總務課長名)官總第八號をもつてお願いしておいたのであるが、教具、學用品等の教育用品に關する物品税の免除若しくは軽減については、新教育制度による教育が教師指導のもとに、兒童、生徒自らの經驗、思考を基礎として教育目的、目標に到達せしむるものであり、したがつて指導用にも學習用にも以前に増して多種多用の教育用品を必要とするが、現下の貧弱な教育豫算では到底これらの用品を購入することができず、いきおい、その他の寄附金にまたざるを得ない結果、物價の昂とうと共に益々國民の教育費の負擔を増大させ教育の危機の聲さえきくに至つた現狀に鑑み、更に従前の實績狀況等も合せ、教育費負擔の軽減を圖る上から、當省としては別紙の通り物品税法の改正を希望するにつき、今後の改正に當つては特別の御高配を願いたい。

なおこの依頼は、上記の依頼に對する補足説明として送付するものであるから念のため

別紙

- 一、物品税法第十三條及び同施行規則第二十六條の免稅規定はそのまゝ存置されたい。
- 二、教育用に供する物品の免稅を受ける對象を幼稚園、高等學校並にこれに準ずる學校(盲學校、聾學校及び養護學校の幼稚園及び高等部)にも擴張されたい。
- 理由

(一) 幼稚園について

幼稚園は學校教育法第一條に明示するように、學校體系の一環であり、幼兒を保育し、適當な環境を與えて心身の發達を助長することを目的とし(學校教育法第七十七條)更に教育職員免許法による免許狀を有する教員によつて教育を行う純然たる教育機關である。

したがつて現在では既に一部有産階級の子弟のみを收容した施設ではなく、殊に現在の社會情勢下、就園希望者は激増し、年々園數も増加の一途を辿るのみで、名實とも幼兒の教育機關である。

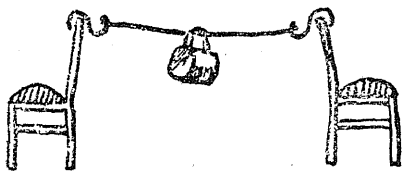
當省としては、これら幼稚園の健全な發達を企圖するものでありかゝる幼稚園の用に供する教育用品の物品税の免除を希求する。

(二) 高等學校について(略)

三、物品税法施行規則第二十六條第四項に被免稅教育機關の使用するものとして左の物品を追加せられたい。(保育用に關係するものは略す)

(三三三頁余白)

ければならない。一體質問というものは、子供達の心が自分の生活している環境に對して眼を開いて來たことを示すパロメーターである。生れてから現在までも子供の身のまわりには雨もあり、風もあつたのであるが、これに對してほんとに心の眼が開けて來ない間は質問は起らない。眼が開けて來るとそこで「雨はどうして降るか」「風はどうしてふくか」という質問が出て來るわけである。質問期のまつたゞ中にいて盛に質問している四歳兒は、まさに心の眼が開けて氣で、環境に對して心が動きかけこれを探求しようとする知能慾の芽生えが盛に芽生えつゝある所である。質問は大切に取扱われなければならぬ。たゞし、質問はたゞこれに對してよく答



えるということでは決していい態度だとは言えない。むしろこの質問を通して外の世界に對して活潑に動いて來つゝある子供達の心が、もつと積極的に動いて知的發達の道を進んで行くことが出来るようにする爲には、質問をきつかけとし、これをふみ臺として、觀察の心がすすめられ、經驗の深さが深められて行くように工夫することが必要であろう。

知的發達に於て、四歳の思考力を觀察する一つの例を最後に擧げて見よう。上に掲げた圖のようにS字狀に曲

けた針金のかぎを兩端に持つひもをコップの柄の所に通して、ひもの兩端のかぎを椅子の背の所にひつかけて置く。そして、「そのコップをとつて頂戴」という問題を幼兒に出す。その解決は、S字狀のかぎを椅の背から外し、これをコップの柄の中をくゞらせてコップを外せばよろしいわけである。この解決は、いうまでもなく、椅子とかぎとひもとコップというこの四つのものゝ關係をはつきり觀察し、見きわめた推理によつて到達し得られるものである。このような具體的思考能力の段階が四歳兒に於ては期待されるのであつて、三歳兒に於ける段階と比較して見ると、その發達の意義がはつきりとつかまれるであろう。

四歳兒の知的發達は以上眺めて來たように非常な進展を見せている。後に開けて來る知的な精神生活の第一準備期とも考えられるが、むしろこれを遙かに豫想しながらこの時期はこの時期として幼兒的な活潑な知的生活が開示されている意味に於てまさに「發見しつゝある」幼兒の時代であることをわたくし達は注意しよう。

戸 棚  
机 椅子  
用 紙

學級支庫、圖書室、教材陳列棚等學校必需の備品である。  
教授用、事務用として學校必需の備品である。  
除外規定中新聞用卷取紙の次に教科書用教育用を追加されたい。